

第2回秋田交通圏タクシー特定地域協議会議事概要

1. 日 時 平成28年10月14日（金）13：30～15：07
2. 場 所 秋田市中通一丁目3番5号「秋田キャッスルホテル」4階 放光の間
3. 出席者 別紙（第2回秋田交通圏タクシー特定地域協議会 構成員名簿）参照

事務局（佐藤）

始めに、報道機関の皆さまにお願いいたします。

本日の協議会は設置要綱第5条第14号の規定により公開にて行われており、議事の全てについて取材可能ですが、カメラ撮りについては、議事進行の静穏を保つため、議事次第の会長挨拶までとします。

なお、写真撮影については、議事進行中でも撮影されても構いません。

定刻となりましたので、只今より第2回秋田交通圏タクシー特定地域協議会を開催します。

私は、事務局長の秋田県ハイヤー協会の佐藤です。

配付資料の確認をします。なお、10月7日付で資料を皆様方に送付していますが、その後、出席者の変更や資料の訂正等がありましたので、本日、改めて配布しています。

- 資料1 第2回秋田交通圏タクシー特定地域協議会 構成員名簿
- 資料2 第2回秋田交通圏タクシー特定地域協議会 席次表
- 資料3 第2回秋田交通圏タクシー特定地域協議会 区分別議決権一覧表
- 資料4 秋田交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱
- 資料5 これまでの経緯について
- 資料6 秋田交通圏タクシー特定地域協議会地域計画（案）
- 別紙1 グラフ（表1.運行回数・表2.輸送人員・表3.運送収入・表4.車両数・表5.事業者数と車両数・表6運転手の年齢構成・表7.タクシー運転者と全産業男性労働者の賃金比較）
- 別紙2 供給輸送力の削減について
- 資料7 特定地域計画策定に関わる供給輸送力の削減方法について（提案とお願い）
- 資料8 改正タクシー特措法施行における課題・要望
- 資料9 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて（公示第97号）

以上が協議会で使用する資料です。

また、国土交通省がとりまとめた「タクシー革新プラン2016～選ばれるタクシー～」（概要）の資料も配付しております。

次に、協議会構成員について説明します。

協議会の構成員については、設置要綱第4条に規定があり、第3項の規定により申し出のあった者について、構成員として参画できることとなっています。また、設置要綱第4条第4項の規定で、「構成員の把握は事務局長が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。」となっています。

事務局では、去る8月31日に協議会長名で当協議会の開催を公表したところ、9月14日までに配布資料1の構成員名簿にある17名の方々から申し出がありました。

続いて、協議会成立報告と出席者の紹介をします。

協議会設置要綱第5条第16項の規定では「過半数の出席」となっています。

本日の協議会は、構成員17名全員の出席の予定でしたが、今週に入り1名の方から「出席ができない。」との連絡があり、また、本日急用で1名が欠席という連絡があり、本日は17名中、15名の方の出席となります。要綱により「成立している」ことを報告します。

本日ご出席の皆様方のお名前をお配りの席次表でご紹介いたします。

～～別紙（第2回秋田交通圏タクシー特定地域協議会 席次表）参照～～

なお、平成25年11月のタクシー特措法が改正と施行により、秋田運輸支局が構成員から外れています。

しかし、法律や通達等の解釈をはじめ、必要な助言・意見を求めることがありますので、本日、木村秋田運輸支局長、佐々木首席運輸企画専門官の2名の方々にアドバイザーとしてご臨席をいただいていますので、ご紹介します。

それでは、次第に従いまして、三浦会長にご挨拶をお願いいたします。

三浦会長

本日はお忙しい中、第2回秋田交通圏タクシー特定地域協議会にご出席をいただき、心より感謝申し上げます。当秋田交通圏は、昨年6月1日付けで平成30年5月31日まで特定地域に指定されたことは、昨年9月15日に開催した第1回協議会でもお話しており、ご承知のことと存じます。

先の協議会においては、新たな構成員と設置要綱の改正の承認をいただき、また、事業活性化策などの特定地域計画の策定と減車を含めた供給の削減や営業制限の方法を、当事者であるタクシー業界で十分に議論し、27年度内にはご提案をすることとしており、3月28日に開催することにしておりました。

しかし、後程事務局から説明も申し上げますが、都合により中止させていただきました。その後、早期に開催すべきところでしたが、それぞれの機関・団体での定時・通常の催し等が重なり、開催日程が今日までとれませんでした。

本日は、事務局より既に委員の方々に送付されました「特定地域計画の案」を皆様からご審議をいただくことになっています。

県内タクシー業界の厳しさが続く中での地域計画の策定になりますので、多くのご忌憚のないご意見を頂戴して、そのご意見を反映させた特定計画を策定し、その計画を当事者であるタクシー事業者が中心に実施することが県内タクシーの抱える問題の早期解決につながればと考えているところです。

なお、特定地域計画の策定にあたり、秋田交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱第6条にある小委員会を去る3月18日と7月27日に開催していることもご報告申し上げます。

秋田交通圏のタクシー事業の適正化・活性化を推進するためにも、本日の協議会の活発な議論、意見交換をお願いいたします。

事務局（佐藤）

先ほどお願いしましたとおり、報道関係の皆様におかれましてはこれより先、議事進行中の撮影はご遠慮いただきますようお願いいたします。

これより議事に入らせていただきますが、これから議事運営は三浦会長にお願いいたします。

三浦会長

着座のまま進行させていただきます。

それでは暫時進行役を務めさせていただきます。

ご協議をいただく前に、出席されている皆様にご了解をいただきます。

本日の議事概要は、後日、秋田県ハイヤー協会のホームページで公開しますので、ご了承いただきます。

それでは次第により報告事項として、「これまでの経緯について」と3月28日開催予定の本協議会が中止になった理由をここで説明願います。

なお、事前に本日の提出資料を送付していますので、説明は簡潔にお願いします。

事務局（佐藤）

それでは「これまでの経緯について」と3月28日開催予定の本協議会の中止に至った経緯を説明いたします。

資料5の「これまでの経緯について」で、これまでを振り返ります。

平成21年10月1日施行の「タクシー特措法」により、秋田交通圏は準特定地域の指定を受け、平成22年2月4日に秋田交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会が設置されました。

平成22年5月19日に開催した第2回適正化・活性化協議会では、枠で括（くく）った内容

を柱とする「秋田交通圏タクシー事業適正化・活性化地域計画」を承認し、秋田交通圏のタクシー事業者は適正化と活性化に積極的に取り組んで参りました。しかし、状況は上向かず、平成24年9月には引き続き地域指定されます。また、平成25年11月に成立した改正タクシー特措法により、秋田交通圏が準特定地域に指定されました。

昨年3月には「特定地域の指定」に同意し、6月1日から供給力の削減を強制的に事業計画に盛り込むことが可能となる特定地域となっています。

前回の当協議会では、「当事者であるタクシー業界で地域計画の案を十分に議論し、27年度内には提案したい。」としていました。

これを受け秋田支部では、9月15日の第1回秋田交通圏タクシー特定地域協議会以降、事業者間で供給輸送力の削減方法の合意形成を図るための検討や協議を重ねてきました。

方向性としては「削減計画に従う。」となっていましたが、「保有台数が30両未満であれば減車できない。」とする通達と、国土交通省から営業方法の制限の具体的な方針が示されないまま、計画立案に窮することになりました。

資料7にありますように秋田支部の要請ということで、秋田県ハイヤー協会長と秋田支部長の連名で、昨年12月16日に「特定地域計画策定に関わる供給輸送力の削減方法について（提案とお願い）」を上部団体である全国ハイヤー・タクシー連合会に提出しました。内容については、後程、佐々木会長・支部長から説明があります。

全タク連では資料8のとおり、今年1月15日付で国土交通省自動車局長宛に当協会の要望を盛り込んだ「改正タクシー特措法施行における課題・要望について」を提出しました。

当方の要望というのは、資料8の最後にある「資産の保持権利が担保された休車制度の導入」です。

当協議会では、第1回協議会で第2回協議会の開催は年度内としていたこと、また、設置要綱に45日前公示もあることから、「特定地域計画（案）の中間報告について」として年度ぎりぎりの3月28日に第2回協議会を開催することで決定し、協議会構成員の皆様に2月12日付で開催案内と公示をしました。

その後、2月18日に国土交通省のパブコメに、当方で要望した所謂「預かり休車」が入っており、その公示は3月28日までには発出されるとの情報もあり、特定地域計画の承認を行うこととして準備を進めました。

ところが、なかなか公示が出されず、開催の延期を検討したが、設置要綱に延期の規定はなく、「経過報告だけも...」と考えました。しかし、いずれ開催する必要があることから、中途半端な協議では出席される構成員にご迷惑をおかけすることになるとの判断から中止を決定した次第です。

協議会を中止した後の4月7日に、当方の要望した内容を含んだ「公示第97号」が出されたので早期の開催を模索したが、先程の三浦会長の挨拶にあったように、それぞれの機関・団体での定時・通常の催し等が重なり、開催日程がなかなか取れず、今日の協議会の開催に至りました。

なお、その間、諸問題を解決するための小委員会を3月18日と7月27日の2回開催しています。

三浦会長

事務局からの報告に、これまで秋田支部会と小委員会を開催したとありましたが、支部会と小委員会の内容について報告をお願いします。

佐々木委員

それでは私から、支部会と小委員会について報告します。

昨年9月15日、この特定地域協議会が開催されて以降、私共秋田支部では、特定地域計画に記載する削減すべき供給輸送力とその削減の方法等について検討して参りました。

「減車」についてはなかなか理解が得られず、供給輸送力の削減方法として、特定日における営業制限やナンバープレートを外すなどの案も出されました。監視の必要や実行性に乏しいとの意見、また、それらに掛かる経費捻出の問題が生じました。

一方、『預かり休車』での供給輸送力の削減であればやむなしとの意見で固まりましたが、営業方法の制限に関する公示にはこの「預かり休車制度」はなかったため、今申し上げた事柄を内容とする文書を先程事務局から報告があったように昨年12月16日に上部団体である全国ハ

イヤー・タクシー連合会に文書で要請しました。

その後、2月18日に当方が要請した内容を含んだパブリックコメントが、国土交通省からなされたこともあり、3月7日と3月22日に支部会を開催し、削減すべき供給輸送力とその削減の方法について協議をしました。

並行して、計画の作成に必要なタクシー運転者の労働条件と交通問題などの実情と様々な問題の解消の対策を地域計画に網羅するためとして、3月18日に小委員会を開催しました。

委員長には、本日都合により欠席されております個人タクシー協同組合の舟木理事長を選任し、私が副委員長に選任されました。

出席したのはタクシー事業者と労働組合の代表です。

地域のタクシーを良くすることが目的であること。また、ライドシェア・初乗り短縮など新しい問題を抱えていることから、少しでも前進できるよう制度、政策について協議することを確認して進めました。

主な内容といたしましては、運送収入並びに運転者1人当たりの増収を図るために活性化事業を実行していくことが利用者の掘り起こしすることになり、そのためにも既に取り組んでいる「秋田酒蔵めぐりタクシー」や「首都圏等修学旅行誘致事業」を積極的に進めること。特に酒蔵だけでなく、県外客が興味のある業種、例えば、きりたんぽ製造などと結びつけたルートの設定も必要との意見も出されました。

「違法・迷惑駐車」についてもまだ改善されていない地域があることから、繁華街における適法なタクシー乗り場の設置を求めるような働きかけの必要性もあるとの意見も出されました。

また、先程資料9で示した公示第97号が4月7日に発出されたのを受け、支部会ではその報告と内容の確認をしながら、再度、削減方法について検討しましたが、一部事業者から「タクシー特措法の成立の経緯とその法律による準特定地域及び特定地域の制度の内容について掘り下げた上で協議すべきではないか?」とする意見が出されたため、7月27日に小委員会を開催しました。

小委員会には法律や通達等の解釈並びに行政処分等の問題も発生する場合もあるため、オブザーバーとして秋田運輸支局から佐々木首席運輸企画専門官にもご出席をいただきました。

進め方として、「特定地域計画と供給力の削減の素案の策定の意見交換」ということで、事務局が資料を基に特定地域タクシー特措法と制度について再度確認を行い、出席した7事業者から意見をいただきました。

それら意見をもとに支部会に報告し、案に盛り込んで本協議会に提出しています。

三浦会長

佐々木委員、ありがとうございました。

それではただ今の報告をもとに、本日の協議事項である「秋田交通圏タクシー特定地域協議会地域計画(案)」について、事務局から説明を求めます。

事務局、説明願います。

～～～「地域計画(案)」について、概略を事務局(佐藤)が説明～～～

三浦会長

只今、説明のあった「秋田交通圏タクシー特定地域協議会地域計画(案)」について、ご質問やご意見をお伺いしたいと存じます。

高田委員

私からアドバイザーとして、支局の方もお越し頂いておりますので、今、事務局から地域計画の素案の説明がありました。その中で気になった点や法令上、または通達上、求められている項目がちゃんと記載されているのかを含めて確認をお願いしたいのですが…

三浦会長

本日、アドバイザーとしてご出席いただいております、秋田運輸支局からお願いします。

佐々木首席専門官(秋田運輸支局)

秋田運輸支局の首席運輸企画専門官の佐々木です。特定地域計画の認可をする行政機関の立場

としてコメントさせていただきます。

特定地域計画の認可基準としては平成26年1月の公示で定めており、まず、特定地域計画の認可基準としてはタクシー事業の公共交通機関としての役割や責務、適正化や活性化の推進に関する基本的な方針が定められているかどうか。供給輸送力の削減の前提となる目標が定められているかどうか。特定地域内の削減車両数がこの目標に即しているかどうか。供給輸送力の削減方法が具体的に定められており、それが実施可能なものなのかどうか。タクシー事業の活性化の措置の内容が輸送需要に対応した合理的な運営、あるいは法令遵守の確保、輸送サービスの向上に資するものであるかどうか。その他にも数多くある訳ですが、認可方針に合致しているかについて審査・判断し、認可することになります。

今般示された秋田交通圏の特定地域計画（案）はこれから審議いただく訳ですが、今後、申請後に東北運輸局において具体的な審査が行われる訳ですが、今回見させていただいた計画案については、形式的には認可方針に沿っているものと認められます。

補足として秋田交通圏における供給輸送力の削減については、事業者毎の削減車両数が出ております。特定地域における協議会の運営に関するガイドラインがあり、基本的には減車による供給輸送力の削減、これについては30両を下回る場合は考慮しなさいと定められています。また、別途、減車という形ではなく営業方法の制限という形であれば、30両未満でも削減の中に入っていただけるとなっており、こちらもガイドライン的に合致しています。

いずれにしても、事業者を主体とし地域の皆様と連携しながら、承認をいただいた後にこの特定地域計画案に沿って事業を展開され、タクシー事業の適正化・活性化に繋がることを期待しています。

三浦会長

佐々木首席専門官、ありがとうございました。只今のお話のとおり、本日、示された地域計画の素案は策定基準に合致しているとのことです。

他にご意見はありませんか？

浮田委員

浮田産業交通の浮田です。只今、事務局から地域活性化の各イベントとか、ほとんど秋田駅前を中心にしてこれから活動されると思いますが、現在、我々法人3事業者が駅に入れないという状況ですが、我々も活性化に参加したいと思いますが、これからもそういうところについてももっと運動というかお願いしたい。

もう一つは、車両数を減車しても一人当たりの売り上げは全く変わらないということですが、現在、乗務員の減少と売り上げの減少がまるっきり右肩下がりで、毎年同じ数字で、一人当たりの売り上げが変わらない中で、会社は努力しているがどうしたらいいのか。一人当たりの売り上げを増やすのは不可能だらうと…。そのためにもイベントとか活性化で努力するしかないと…。

また、各社の体力格差や風土もあるので、各社別に違うので、13台・14台の会社に休車や休業すると収入が落ちると会社経営が困難があるので、配慮をお願いしたい。

三浦会長

浮田委員からご意見をいただきましたが、先程、佐々木委員から業界での会議内容、小委員会での検討事項等の中にも、皆様の業界の意見というものがありましたので、本日は協議会という形ですので、タクシー業界からの意見ということで議事録に留めておいてください。

浮田委員、よろしいですか。貴重な意見、ありがとうございました。

他にありませんか。

北川委員（代理：鈴木）

全自交秋田地連の鈴木です。

私共タクシー事業で働く者の立場から安全で良質なサービスの提供に向けて取り組んでいるところです。

地域計画について、若干、要望をさせていただきます。

~~~~~（中 略）~~~~~

~~~発言内容は、別紙2「秋田交通圏タクシー特定協議会への要望」を参照~~

以上、5項目について述べさせていただきました。この件については、協議会が始まる前に三浦会長の方に要望として書面で出されており、ご一考いただきご尽力をお願いします。

三浦会長

鈴木委員ありがとうございました。今、鈴木委員からありましたように当協議会が始まる前に北川執行委員長名で、秋田交通圏タクシー特定地域協議会会长三浦廣巳宛に要望書をいただきました。

現実的に我々審議し、合意形成をする地域計画案にこの要望を盛り込むことは物理的に不可能ですので、要望の内容については、具体的に文書をいただいているので協議会の会長として、ハイヤー協会の会長宛に、充分に今後この地域計画案が計画として進んだ時にこの要望書を踏まえて、配慮して、実際の進め方に充分に留意してもらいたいということで、会長にお渡しますのでご理解ください。

佐々木委員

今後、認可の申請をして、認可になった後、各事業者が事業者計画を提出することになります。要望書については、「このような意見があった」「このような申し出があった」ということを支部会で説明したいと思います。

三浦会長

よろしいでしょうか。貴重な要望書をありがとうございました。

他にご意見、ございますか。

佐藤（博）委員

5ページのところに「交通問題、環境問題、都市問題の改善」ということで項目を挙げておりますが、記載の文言はこれで良いのですが、私ども交通政策を進める中で、市民、特にバス路線沿線から離れて生活している市民、特に足腰の弱い高齢者等からは、買い物や通院などのため、バス停まで歩くのが非常にたいへんだ。移動手段としてタクシーをお願いすることになるが、如何せん料金の問題もあり二の足を踏んでいるといった意見・要望が多く寄せられています。

何らかの対応が必要ということで、私どもも考えており、例えば乗合タクシーとか、通常の料金よりも低廉な価格で、目的、行き先を限定するような形での対応ができないかということを、一つ方法というか提案として上げさせていただきます。

三浦会長

貴重な提案ありがとうございました。

秋田交通圏のタクシー事業者から何か意見が出されていますか？

事務局（森合）

9月23日の支部会で最終的な案と供給輸送力の削減目標数を示し、説明しました。その後、意向表明の文書を発出し、10月6日まで報告を求めました。意向表明の内容について不合意とする場合は、ご意見、要望を求めていました。その内容について4点ほど、そのまま読み上げます。

「営業収入の大幅な減少による経営の悪化、それによる乗務員の雇用及び会社経営の継続が厳しくなる事が想定されるため、合意できません。」、「当社は、流し営業が殆どであり、電話注文等は一日の営業回数の平均7%に満たないのが現状です。仮に、曜日毎に輸送力を削減しても、個々の乗務員の売上げが増えることはありません。むしろ、休車による売り上げの減少によって、経営危機を招きます。現在、稼働率95%～98%を以てしても経営困難の現状を打破できません。この上、輸送力の削減を行う事は事業的自殺行為に他なりません。今回の趣旨には十二分に理解できますが、会社の存続を考えた場合、現実として、容認できるものではありません。」、「自由競争の原則から外れ、会社ごとに従業員数、売り上げの規模の差があり、経営方針も異なり、会社のビジョン、目指しているものが違っています。そのような状況の中での同一基本計画には合意できません。大手も小規模な会社も一律の削減方法に合意できません。」、「小規模経

営のため、少しのことでも経営危機となります。協力できることにつきましては週の内、一日13台は休車するよう努力いたします。」というご意見がありました。

三浦会長

他に何か皆さんからありませんか？

無いようですので決議に入りたいと思いますので、議決方法について事務局から説明願います。

事務局（佐藤）

それでは、事務局から議決権についてご説明いたします。

資料3「構成員の議決権」をお出しください。

当協議会設置要綱の第5条第10項第3号に規定されております。資料では「(3) 地域計画の作成」の欄に議決権を示しています。これにより議決することになります。

三浦会長

それでは区分毎に、順番に地域計画の案に合意の有無を求めてまいります。

秋田県の相馬さんと秋田市の佐藤さん、案に合意の方は挙手願います。

~~~挙手を確認~~~

ありがとうございました。秋田県、秋田市いずれも合意です。

続いて、タクシー事業者の合意について、報告をしてください。

### 事務局（森合）

秋田交通圏には、16事業者が営業所を設けており、その内、15事業者が秋田支部会員です。もう1社は潟上市に本社があり、秋田市追分に営業所がある1社です。9月23日の支部会後に文書での意向確認を行っています。

今回は、本日の協議会で明確にしておくために「秋田交通圏タクシー特定地域協議会地域計画（案）」と「供給輸送力の削減・方法・期間等」に関する2つの意向確認を行いました。

また、事務局から秋田支部会員事業者以外の事業者にも同様の文書を発出し、意向確認を行っています。

その結果、16事業者の全てから意向表明書の提出があり、「秋田交通圏タクシー特定地域協議会地域計画（案）」に「合意する」とする事業者が、12事業者で511両、「合意しない」とする事業者が、4事業者で59両でした。

なお、合意しない理由は、先程私がご報告した通りです。

### 三浦会長

続いて、秋田市個人タクシー協同組合関係の方をお願いします。

### 舟木委員（代理：大島）

秋田市個人タクシー協同組合では秋田支部同様、協議会事務局で作成した特定地域計画（案）を当組合に加入している51組合員に配布しました。

特に供給輸送力の削減方法については、3月の開催に向けた意向表明の提出をお願いする際に、「現在届けている休日に、月2日増やす。」として具体的な説明を行っていました。

今回、個人タクシー事業者がここ半年で3事業者が廃業したこともあり、今回の計画案で「月2日」から「月1日」となったことを加えて説明し、合意するか否かの確認を行いました。

その結果、全員が合意する旨の意向表明書を提出しています。

### 三浦会長

その他の個人タクシー関係をお願いします。

### 事務局（森合）

秋田市には個人タクシー事業者は、ただ今報告のあった「秋田市個人タクシー協同組合」の他に、会員数4事業者の「秋田市個人タクシー協会」、会員数5事業者の「秋田市竿燈個人タクシー協会」と、いずれの団体にも属さない6事業者がございます。

これら 15 の個人タクシー事業者については、私から報告いたします。  
個人タクシー協同組合同様の資料を配布、また、私が説明を行い、「意向表明書」の提出を求めました。  
その結果、15 事業者とも合意するとの意向表明書の提出をいただきました。

三浦会長

報告、ありがとうございました。  
ただ今、タクシー事業者等から報告がありましたが、設置要綱の規定からタクシー事業者等の合意は要件を満たしているかどうか説明をお願いします。

事務局（佐藤）

タクシー事業者等の議決については、資料 3 にあるように「合意するタクシー事業者のタクシー車両数が営業所車両数の 3 分の 2 以上」かつ「設置要綱第 5 条第 11 項に規定する区分毎に合意するタクシー車両数が過半数」となっています。

秋田交通圏のタクシー車両数は、法人が 570 両、個人が 66 両の合計で 636 両となります。  
ただ今の報告を集計すれば、「合意する」とする配置車両数は、法人タクシーが 511 両、個人タクシー事業者は 66 両の合計 577 両となります。「合意しない」とする法人タクシー事業者の配置車両数は 59 両で個人タクシーはありませんでしたので、「合意する」とする配置車両数は 90.7% と 9 割を超え、規定の 3 分の 2 以上となっています。

また、区分毎に集計すると、タクシー車両数の合計が 40 両以上の大手事業者は、4 事業者で配置車両数が 315 両の全てが合意、タクシー車両数の合計が 40 両未満の中小事業者は、12 事業者・配置車両数 255 両の内、「合意する」が 8 事業者で配置車両数が 196 両、「合意しない」とする事業者が 4 事業者で配置車両数が 59 両で、「合意する」とする配置車両数が 76.9% で過半数となります。

個人タクシー事業者は、全事業者が合意となっていますので、設置要綱第 5 条第 11 項第 3 号の 2 及び 3 の規定によりタクシー事業者等は「合意」となります。

三浦会長

タクシー事業者は合意ということで進めさせていただきます。  
続いて、労働組合の鈴木さんは、いかがですか？ 合意の場合は、挙手願います。

～～～挙手を確認～～～

ありがとうございます。

地域住民の代表として参加しているのは、高橋さんと私ですが、高橋さんは本日欠席ですので、私一人となります。私は地域計画の案に合意します。

次に JR 東日本秋田支社の加賀美さん、並びに秋田中央交通の渡邊さん、合意がいただければ挙手をお願いします。

～～～二人の挙手を確認～～～

ありがとうございます。

日野先生のご意見をお伺いします。

～～～～挙手を確認～～～～

合意をありがとうございました。

次に秋田労働局の町田委員は…

～～～～挙手を確認～～～～

合意ということで、ありがとうございます。

警察本部の沢田委員、合意でよろしければ挙手をお願いします。

～～～～挙手を確認～～～～

ありがとうございます。

社員教育インストラクターの佐藤さん、合意いただければ挙手を…

～～～～挙手を確認～～～～

どうもありがとうございました。

只今、区分毎に地域計画（案）に合意の有無を求めて、全ての区分で「合意する」ということで確認できましたので、いろいろな意見、組合から要望書、先程のような取扱いで進めさせていただきます。

「秋田交通圏タクシー特定地域協議会地域計画（案）」の承認をいただきましたので、（案）の削除をお願いします。

事務局から、本日承認された「秋田交通圏タクシー特定地域協議会地域計画」を受け、どのように進んでいくのか説明をお願いします。

### 事務局（佐藤）

本日承認されました「秋田交通圏タクシー特定地域協議会地域計画」は、三浦協議会長名で東北運輸局に認可申請を行います。この地域計画が認可された後は、個々の事業者が事業者計画を作成し、個々に認可申請を行うことになります。その後、1年以内に進めていくことになります。

### 三浦会長

皆様のご協力により、スムースに協議会が進行いたしました。誠にありがとうございました。

なお、少し時間をいただいて、ここで国土交通省から配付されている資料について、ご説明をお願いします。

### 佐々木首席専門官（秋田運輸支局）

～～～「タクシー革新プラン 2016 ～選ばれるタクシー～」（概要）の説明～～～

### 三浦会長

佐々木首席専門官、ありがとうございました。

只今、佐々木首席専門官からご説明のあった「タクシー革新プラン 2016 ～選ばれるタクシー～」について、質問などがあればお伺いしたいと思います。

それでは、他の委員の方々からご意見やご要望をお願いします。

貴重なご意見とご要望をありがとうございました。

タクシー事業者の皆様には、本日策定され、承認された多くの地域計画の事項に取り組まれることを期待します。

それでは、本日、準備いたしました内容は全て終了しました。

なお、次回の開催については、当協議会設置第5条第12項では「協議会は、定期的に開催することとする。」となっていますが、次回開催について説明願います。

### 事務局（佐藤）

先程説明しましたが、地域計画は東北運輸局長からの認可後に、個々に事業者計画の認可申請と認可を得て事業実施に移っていくことになりますので、地域計画の実施と進捗状況、また効果が現れるには相当の時間、概ね6か月以上が必要と思われます。

よって、次回開催は、事業の進捗状況を見ながら開催したいと考えています。

なお、早期に効果を上げるためにも小委員会を開催し、フォローアップ等をしていきたいと思いますので、小委員会の開催についてもよろしくお願いします。

### 三浦会長

只今、事務局より説明のあったとおりです。

なお、冒頭、お願いしましたように本日の議事概要は、後日、秋田県ハイヤー協会のホームページで公開することになりますので、重ねてのご了承をお願いいたします。

本日は貴重なご意見、ご要望ありがとうございました。業界の活性化のためにも頑張って進めたいと思います。

それでは事務局、よろしくお願ひします。

**事務局（佐藤）**

三浦会長におかれましては、議事の円滑な進行、誠にありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましてもお忙しい中、ご出席を賜り貴重なご意見を頂き誠にありがとうございました。

引き続き、皆様のご支援ご協力を願い申し上げます。

以上をもちまして、第2回秋田交通圏タクシー特定地域協議会を閉会いたします。

なお、プレスの方々におかれましては、時間は若干ではございますが、三浦会長と事務局が残り、質問等受け付けますのでよろしくお願ひいたします。

本日は、誠にありがとうございました。

第2回秋田交通圏タクシーワーク特定地域協議会 構成員(出席者)名簿

平成28年10月14日

| 区分  | 所 属                                                                                                                                                                                                         | 職 名                                                                                                                   | 氏 名                                                                         | 出欠                         | 代 理                                                               | 出 席 者   |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|----------------------------|-------------------------------------------------------------------|---------|
| (1) | 秋田県観光文化スポーツ部交通政策課<br>秋田市都市整備部交通政策課                                                                                                                                                                          | 課長<br>課長                                                                                                              | 杉 山 徹<br>佐 藤 博 幸                                                            | △<br>○                     | 地域交通対策監                                                           | 相 馬 真 一 |
| (2) | 一般社団法人秋田県ハイヤー協会<br>一般社団法人秋田県ハイヤー協会秋田支部<br>キングタクシ株式会社<br>一般社団法人秋田県ハイヤー協会秋田支部<br>高星ハイヤー株式会社<br>一般社団法人秋田県ハイヤー協会秋田支部<br>国際タクシー株式会社<br>新秋田国際モータース株式会社<br>宝タクシー株式会社<br>新昭和タクシー株式会社<br>浮田産業交通有限会社<br>秋田市個人タクシー協同組合 | 代表理事<br>会長<br>支部長<br>代表取締役社長<br>副支部長<br>代表取締役社長<br>副支部長<br>副支部長<br>代表取締役社長<br>代表取締役<br>代表取締役<br>代表取締役<br>専務取締役<br>理事長 | 佐 々 木 宏 行<br>工 藤 康 憲<br>高 田 和 明<br>古 知 愛 一 郎<br>浮 田 忠 勝<br>舟 木 正 志<br>執行委員長 | ○<br>×<br>○<br>○<br>△<br>○ | 梅田交通グループ<br>管理部長<br>代表取締役<br>梅田交通グループ<br>管理部長<br>代表取締役<br>長 尾 文 生 |         |
| (3) | 全国自動車交通労働組合連合会秋田地方連合会                                                                                                                                                                                       | 理事長                                                                                                                   | 舟 木 正 志                                                                     | △                          | 専務理事                                                              | 大 島 一 義 |
| (4) | 秋田商工会議所                                                                                                                                                                                                     | 会頭                                                                                                                    | 北 川 正 美                                                                     | △                          | 書記長                                                               | 鈴 木 和 彦 |
| (5) | 秋田県地域婦人団体連絡協議会秋田市婦人連合会<br>東日本旅客鉄道株式会社秋田支社事業課<br>秋田中央交通株式会社                                                                                                                                                  | 会長<br>課長<br>代表取締役                                                                                                     | 三 浦 廣 己<br>高 橋 キ ノ<br>加 賀 美 圭 二<br>渡 邁 綱 平                                  | ○<br>×<br>○<br>○           |                                                                   |         |
| (6) | 国立大学法人秋田大学 理工学部                                                                                                                                                                                             | 准教授                                                                                                                   | 日 野 智                                                                       | ○                          |                                                                   |         |
| (7) | 秋田労働局労働基準部監督課                                                                                                                                                                                               | 課長                                                                                                                    | 町 田 良 則                                                                     | ○                          |                                                                   |         |
| (8) | 秋田県警察本部交通規制課                                                                                                                                                                                                | 課長                                                                                                                    | 小 川 浩 司                                                                     | △                          | 交通管制官                                                             | 沢 田 諭 志 |
| (9) | 社員教育インストラクター                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                       | 佐 藤 孝 子                                                                     | ○                          |                                                                   |         |

『○:出席、△:代理出席、×:欠席』

注)「区分」は、設置要綱第4条による。